

放課後の居場所に関する Q & A

・学童クラブ

Q1 学童クラブを利用するための申請方法を教えてください。

A1 令和8年度の利用を希望する方は、各学童クラブ等で配布する「学童クラブ・にこにこすくーる利用案内」(令和7年 10 月下旬頃配布予定)に同封の申請書類等に必要事項を記入し、受付期間内(11 月上旬～11 月下旬の予定)に申請できる学童クラブへ申請してください。

※詳細は、10 月下旬以降に荒川区のホームページ、または 10 月 21 日号（予定）の区報をご覧ください。申請書類等は 10 月下旬から荒川区のホームページからダウンロードすることもできます。

Q2 申請した学童クラブには必ず入れますか。

A2 各学童クラブでは子どもたちの安全な生活を考慮し、定員を定めています。その数を超える利用申請があった場合は、申請した学童クラブ以外の学童クラブを利用していただく場合があります。

Q3 学校選択制度により通学区域外の小学校を希望していますが、学童クラブはどのように申請すればいいですか。

A3 お子さんが通う小学校ごとに申請できる学童クラブを設定しております。申請時点で、入学を希望している小学校に準じて学童クラブへ申請をしてください。詳細については「学童クラブ・にこにこすくーる利用案内」(令和 7 年 10 月下旬頃配布予定)をご確認ください。

Q4 私立の学校等に通う予定ですが、学童クラブはどのように申請すればいいですか。

A4 区外の学校や私立の学校等に通う方は、居住する住所地の通学区域の小学校に準じて学童クラブを申請してください。

Q5 就労していませんが、学童クラブに入っている友達と遊ばせたいので学童クラブを利用することはできますか。

A5 できません。(学童クラブは、保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない場合に利用できます。)

・放課後子ども教室(にこにこすくーる)

Q1 にこにこすくーるを利用するための申請方法を教えてください。

A1 令和8年度の利用を希望する方は、各にこにこすくーるの申請受付期間内(2 月上旬～2 月下旬)に、「登録申請書」及び「登録申請時確認票」に保険料 800 円(令和8年度分)を添えて、保護者の方が直接各にこにこすくーるの受付までご持参ください。

※申請受付期間の詳細は、新 1 年生については、各小学校で開催される新入生の説明会で説明します。在校生については、学校を通してお便りにて、お知らせする予定です。

Q2 申請したにこにこすくーるには必ず登録できますか。

A2 にこにこすくーるに定員はありませんので、原則登録できます。

ただし、心身に障がいのあるお子さんについては、障がいの状況及び施設の環境・条件等を勘案する必要がございますので、ご相談ください。

Q3 私立の学校等に通う予定ですが、にこにこすくーるはどのように申請すればいいですか。

A3 区外の学校や私立の学校等に通う方は、居住する住所地の通学区域の小学校に準じてにこにこすくーるを申請してください。

・その他(放課後子ども総合プラン等)

Q1 にこにこすくーると学童クラブは、両方登録したほうがいいですか。

A1 総合プラン実施校の場合、学童クラブの在籍児童は、にこにこすくーるに別途登録しなくても、にこにこすくーるを利用できます。学校外の学童クラブを利用する場合、通学する学校のにこにこすくーるを利用したい場合は、両方に登録してください。

Q2 にこにこすくーるを利用した後に、学校外の学童クラブを利用できますか。

A2 1日に両方を利用することはできません。事前に、その日はどちらを利用するか決めた上で、利用してください。

問合せ 学童クラブ・放課後子ども教室(にこにこすくーる)・ひろば館について

子ども家庭部 児童青少年課 事業支援係(区役所2階⑭番窓口)

☎03-3802-3111 内線 3834~3835、3832